ホ　会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十条第三項の規定により公告を掲載すると定められた日刊新聞紙又は電子公告による公告にあっては、これらの方法による公告の催告をすることを要しない場合以外の場合に限る。）をした場合にあっては、当該公告及び催告（ご）をした場合にあっては、同法第七百八十九条第三項の規定によるこれらの公告及び催告）をした場合にあっては、当該公告及び催告（ご）をした場合にあっては、同法第七百八十九条第三項の規定によるこれらの公告及び催告）をした場合以外の場合に限る。